

補助金で暮らしをサポート

■公共下水道が使用できる地域の人へ排水設備の設置費用補助

- 【東】西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、桜町、門田町、平原一・二・三・四丁目、山波町、東尾道、高須町、御調町
- 【西】供用開始後、3年以内に公共下水道に接続工事をする場合は設置費用の一部を補助
- ※接続工事や見積りは、必ず尾道市公共下水道排水設備指定工事店に依頼してください。
- ※地域の一部には、未供用部分や整備区域外があります。

補助金額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	80,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

- 次に該当する場合は、補助金交付の対象外です。
- ・市税及び市の各種徴収金を滞納している場合
 - ・当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
 - ・事業計画区域外から公共下水道に接続しようとする場合
 - ・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築や増築工事を施工する場合
- 【西】下水道課(☎0848-38-9232)

■小型合併浄化槽補助金制度が変わります

- 【西】合併浄化槽工事を行っていないこと
- 自己居住用の個人住宅で10人槽以下のもの
 - ※店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分のみ。
 - 工事が平成31年3月15日(金)までに終了すること
- 補助金額

人槽区分	改築	改築以外
5人槽	332,000円	166,000円
7人槽	414,000円	207,000円
10人槽	548,000円	274,000円

※改築の場合、排水設備設置費補助150,000円を加算します。(改築とは、同一敷地内で単独処理浄化槽か汲取り便槽を廃止し小型浄化槽を設置すること。既存の住宅建替えの場合も含む。)

※単独処理浄化槽から転換の場合、更に100,000円を加算します。

補助の対象とならない区域

公共下水道事業計画区域、漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域、団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域

【西】下水道課(☎0848-38-9232)

■市民活動支援事業の提案募集

市民の皆さんによるまちづくり活動を、補助金の交付で支援しています。

【西】市内在住か勤務している5人以上のグループ(NPO団体、町内会等の住民自治組織も含む)

■活動育成部門

補助金額 対象経費の2分の1以内(上限額初年度100万円、2年度75万円、3年度50万円)の最長3年まで

提案方法 所定の様式で 締 5月17日(木)

審査方法 6月1日(金)に公開プレゼンテーションを実施

■活動スタート部門

補助金額 補助対象経費の60%以内(上限15万円を1年のみ)

※代表者を含む40歳以下の構成員の割合が半数を超える場合は「若者チャレンジ」として補助対象経費の75%以内(上限15万円を1年のみ)。

提案方法 所定の様式で 締 10月1日(月)

審査方法 随時書類審査を行い決定

※申請の相談は随時受け付けています。事前にお問い合わせください。

【西】政策企画課(☎0848-38-9435)

■尾道市中小企業融資制度

中小企業の皆さんが、資金調達を円滑にできるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して低利の融資を行っています。平成30年度から、信用保証料の補助を半額に拡大しました。

【西】市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者、事業協同組合など

補助内容 市が信用保証料の半額を負担し、料率は信用保証協会より低く設定

融資制度の種類

(平成30.4.1現在)

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	会社・個人 1,500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.9%以下 (1.5%以下)	所定の信用保証料率 0.45%~1.9% うち 本人負担分 0.225%~0.95% ※所定の利率から 本人負担分へ引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同組合等 1,800万円		長期年2.1%以下 (1.7%以下)	
設備資金	会社・個人 500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.8%以下 (1.4%以下)	本人負担分 0.225%~0.95% ※所定の利率から 本人負担分へ引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同組合等 2,800万円		長期年2.1%以下 (1.7%以下)	
設備資金	会社・個人 2,500万円	10年以内 (内据置1年以内)	年2.1%以下 (1.7%以下)	本人負担分 0.225%~0.95% ※所定の利率から 本人負担分へ引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同組合等 2,800万円			

【西】商工課(☎0848-38-9182)

市内の金融機関

尾道商工会議所(☎0848-22-2165)

因島商工会議所(☎0845-22-2211)

尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)

尾道しまなみ商工会御調支所(☎0848-76-0282)

尾道しまなみ商工会瀬戸田支所(☎0845-27-2008)

■創業資金利子補給金交付制度

創業に係る支払利子相当額を2年間補助します(年間上限30万円1回限り)。

- 【西】市内に事業所を有している事業者
- (株)日本政策金融公庫の創業に係る資金・広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者か、創業後1年以内に融資を受けた事業者
 - 納税成績の良好な事業者
- 【西】適用期間 平成32年3月31日までの融資実行分を対象※融資実行日から60日以内に申請。

【西】商工課(☎0848-38-9182)

■尾道市創業支援補助金

市内で新たに創業するための初期投資の一部を助成します。

- 【西】市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者
- 特定創業支援事業(*)を受けた証明書を有する人
 - 創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業

補助内容 事業所開設の整備に要する経費の2分の1(上限50万円)※建物の改修か修繕の経費。

募集期間 平成31年1月31日(木)まで

※予算がなくなり次第終了。

(*)創業に必要な知識を身に付けられる、創業支援事業計画に位置付けられた商工団体等による継続的な支援。

【西】商工課(☎0848-38-9182)

いのちの水5

経営資源の見通し

水道事業は、独立採算方式で運営しています。



職員(ヒト)

平成29年4月現在、職員数54人のうち60%以上は45歳を超えており、20年後には水道事業に熟練した職員が大幅に減少します。将来にわたり、ライフラインである水道を維持・継続させるために、技術継承を踏まえた計画的な若年層の補充と育成に努める必要があります。

水道用水(モノ)

水源に恵まれていない本市は、約90%以上の水道用水を広島県から購入しています。その費用(受水費)は平成31年度まで現在の単価が継続されますが、それ以降は決定していません。受水費の動向が今後の本市の水道事業経営に影響を与えることから、これからも、県と協力しながら資源や施設の有効な活用を図り、安全・安心な水道の供給に努めます。

収支(おカネ)

本市の水道事業の経営状態は、人口減少や給水量の減少が続いているものの、人員削減や業務の効率化などの取り組みにより、全国の類似団体と比較しても良好な状態です。

ただし、平成29年2月に策定した「尾道市水道事業ビジョン」では、次のような結果になりました。

◎水道料金を主とする収益と、水をつくったり配水したりする費用の収支が、平成42年度以降にマイナスになる(現在の料金水準を維持した場合)。

◎平成38年度には、給水原価(水1m³をつくる単価)が供給単価(利用者の皆さんからいただく1m³の単価)を上回り、その差は年々拡大していく。

これらを踏まえ、大切に限られた経営資源の有効活用や充実を図りながら、今後も業務の見直しや公民連携を継続し、計画的な施設更新を行うなど、中・長期的視点から経営の効率化等に取り組みます。

【西】水道局庶務課(☎0848-37-8700)